

## ハッピータウン事業(高知市町内会活動活性化事業) の助成金対象経費についての規定

### 〈1〉 地区連における助成金対象活動

#### (1) 組織強化の活動費

- ① 研修会等における講師の謝礼金
- ② 活動に伴う交通費
- ③ 未加入町内会の加入促進における必要経費
- ④ 未加入世帯の加入促進における必要経費
- ⑤ 会場の使用料・賃借料
- ⑥ パソコン、プリンタ-等の備品購入費(ただし限度額を 100,000 円以内とする)
- ⑦ 活動に必要な消耗品費(パソコンインク代等)
- ⑧ 推進会議における資料作成費用及び担当役員に実費弁償費を支給(2,000 円/人)

#### (2) 広報の活動費(会報等)

- ① 広報活動に必要な印刷製本費及び配送料
- ② 広報活動に伴う交通費等
- ③ 広報活動における資料作成費及び担当役員に実費弁償費を支給(2,000 円/人)

※広報活動費の限度額は 300,000 円以内とする。

#### (3) 人材育成の活動費

- ① 人材育成に関する研修会等における講師の謝礼金  
(例：パソコン、スマートフォン取扱い研修会等)
- ② 人材育成に関する研修会の印刷製本費及び配送料
- ③ 町内会活動における先進地視察研修に要する費用を助成する(ただし限度額を 200,000 円以内とする。)
- ④ 他団体との交流会等に要する必要経費
- ⑤ 地区連合会が主催及び共催するイベントに対し、事業費の 2 分の 1 を助成する(ただし限度額を 100,000 円以内とする)

#### (4) その他

- ① 連合会の活性化に寄与する活動に対し活動費を助成する(ただし限度額を 100,000 円とする)

## 〈2〉町内会自治会における助成金対象活動

- ① 人材育成に関する研修会等の講師料・製本印刷費・配送料
- ② 加入促進活動に使用するグッズの作成費・購入費及び備品購入費を助成する。
- ③ 日帰りによる先進地視察研修に要する費用を助成する(限度額は100,000円とする)
- ④ 人材育成等のイベントに対し、事業費の2分の1を助成する
- ⑤ 環境美化に関する簡易な必要経費(ゴミネット購入代等)
- ⑥ 町内会の活性化に寄与する広報活動費等を助成する。(限度額は100,000円とする)

※助成金(研修費・広報活動費を除く)の限度額は50,000円とする。

## 〈3〉町内会・自治会における加入促進事業

- ① 各町内会において不公平の解消を図るため、未加入世帯から加入された世帯数により町内会に対し加算方式で助成する

加入世帯数に応じ、次表の金額					
5世帯未満	5世帯～ 10世帯未満	10世帯～ 15世帯未満	15世帯～ 20世帯未満	20世帯～ 25世帯未満	25世帯～ 30世帯未満
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
30世帯～ 35世帯未満	35世帯～ 40世帯未満	40世帯～ 45世帯未満	45世帯～ 50世帯未満	50世帯以上	
70,000円	80,000円	90,000円	100,000円	120,000円	

- ② 空白地域において町内会を設立する場合は、設立資金として一律30,000円助成する。また初年度活動費について20,000円を助成する
- ③ 地区連の設立されていない地域において地区連設立に必要な経費を一律30,000円支給する

## 〈4〉その他

- ① 助成金の申請については、原則地区町内会連合会が一括まとめ申請すること。
- ② 備品については、備品管理台帳を整備し管理すること。
- ③ 新たな活動の提案、要望事項については、役員会で決定する
- ④ 助成金の申請については1団体につき年1回とし、予算の範囲内で役員会において交付金を決定する
- ⑤ 継続事業に於いて、制度上各地域の平等性を鑑み、申請者と協議の上、申請額の減額及び不決定とする場合がある。また、同一事業に複数の申請がある場合は、地区割を考慮する。
- ⑥ 申請書の受付は、4月1日から9月30日までとする。  
実績報告書の提出期限は、3月20日までとする。

附則 この規定は、令和4年7月20日に制定し4月1日から施行する。  
この規定は、令和5年6月11日に一部改定し令和5年4月1日から施行する。